

法施行日前に大学院の課程を修了した場合 又は法施行日前に大学院に入学している場合
 適用の法附則第2条第1項第1号・同項第2号の「省令で定める大学院における科目」

I	①に加えて②～⑤のうち2科目と合計3科目	①保健医療分野に関する理論と支援の展開 ②福祉分野に関する理論と支援の展開 ③教育分野に関する理論と支援の展開 ④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 ⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	精神医学特論・臨床心理関連行政論 老年心理学特論・福祉心理臨床特論・障害児心理学 学校心理臨床特論・教育心理学特論・発達心理学特論他 犯罪心理学特論(越智)
II	⑥～⑨のうち2科目履修	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践 ⑦心理支援に関する理論と実践 ⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 ⑨心の健康教育に関する理論と実践	臨床心理査定演習 臨床心理面接特論他
III	時間は問わない	⑩心理実践実習(450時間以上)	臨床心理実習

合計6科目履修により法附則第2条第1項第1号・同項第2号に該当